平成２６年（フ）第１５号
徳島県阿南市那賀川町上福井元畷151番地14、旧住所香川県高松市国分寺町新居197番地１
債務者　斎藤　　徹
１　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２８号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭原86番地２
債務者　角田　昌幸
１　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１６８号
愛媛県松山市空港通６丁目９番16号　第７岡崎ビル502号室
債務者　宇都宮定保
１　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
愛媛県宇和島市三間町是能697番地
債務者　赤松　和幸
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３３号
福岡県田川郡福智町赤池68番地15、住民票上の住所福岡県田川郡福智町金田1988番地14
債務者　松本　太樹
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３５号
福岡県田川郡福智町赤池528番地　町営小藤団地48―４棟１―48―22号
債務者　松岡　勝子
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１７０号
大分市大字小野鶴1353番地、住民票上の住所大分市大字畑中658番地の１　ビクトリーハイツ310
債務者　村上　恭輔
１　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６９号
宮崎市城ケ崎３丁目20番地１
債務者　郡司　好栄
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
福島県郡山市中田町赤沼字下永田15番地の３
債務者　伊藤　悦雄（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
兵庫県明石市大久保町西島376番地の１　ソル・イ・ソンブラ205号、前住所兵庫県明石市大久保町大窪2041番地の29
債務者　丸尾　恒人
１　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
兵庫県明石市大久保町江井島1647番地の４大久保スカイハイツ102号
債務者　松本　　愛
１　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
兵庫県明石市大久保町西島660番地の３　レオパレスメイセイⅠ210号、前住所神戸市須磨区横尾９丁目２番地　３号棟308号
債務者　野原　　伸
１　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
千葉県野田市七光台112番地の１　グランメール七光台Ｂ201
債務者　外木　貞司
１　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９６号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目３番３―307号
債務者　山本　福惠
１　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９９号
福岡県中間市扇ヶ浦１丁目16番12号　パインヒルハイツ２―202号
債務者　永田ケイ子
１　決定年月日時　平成26年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５号
福島市御山字検田48番地の53　信夫ハイツ503号
債務者　星　　幸
１　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福島地方裁判所